

陳 情 文 書 表

受 理 番 号	陳 情 第 5 5 号
件 名	国保の高額療養費支給を自動償還にすること等を求める意見書の提出について
要 旨	<p>市町村が行う国民健康保険の高額療養費支給申請の手続の簡素化等についての省令が、厚生労働省から発出されました。高額療養費支給申請の手続の簡素化の取組は、自治体によって差があります。医療保険によっては、自動的に高額療養費を口座に振り込んでくれるところもあります。現状は、領収書に記載されている額で、自己負担の上限額を計算するとされていますが、実際はレセプトで計算されています。法整備を要望します。</p> <p>自動償還にすると、高額療養費に係る療養の対象者が高齢者であること及び高額療養費の支給申請対象となった場合における高齢者の申請、受給に係る負担の軽減や、申請書の記載等を確認するという市町村の事務負担の軽減に資すると考えられます。</p> <p>国民健康保険法を改正し、自己負担の上限額を超えた場合は、申請しなくても自動的に口座に振り込まれる制度となるよう取り組まれることを強く要望します。</p> <p>以上のことから、国民健康保険法を改正し、高額療養費支給を自動償還にすること等を求める意見書を政府関係機関へ提出することを求め、陳情いたします。</p>
付 託 年月日 委員会	令和6年2月21日 市民厚生常任委員会
受 理	令和6年2月14日 第728号